



福岡医発第1816号(地)
平成19年 1月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



飯塚市乳幼児医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて

福岡県では平成19年度1月1日より3歳未満の乳幼児医療費受給者の初診料・往診料の自己負担分が公費負担となりました。これに伴い、飯塚市では単独事業の乳幼児拡大分の3歳児、母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給対象者の3歳児に対しても、同様の取扱いをする旨、別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、乳幼児医療受給対象者の3歳児(入院分)、母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給の3歳児につきましては、償還払いとなります。

記

【飯塚市乳幼児医療費支給制度の概要】

対象医療制度		乳 幼 児 医 療		重度心身障がい者医療 母子家庭等医療
対 象 年 齢		4 歳 未 満		3 歳
支 給 方 法	入 院 外	現 物 給 付		償 還 払 い
	入 院	3歳未満	現物給付	
		3 歳	償還払い	

※平成19年1月1日以降診療分の保険適用の医療費のみ適用。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

(捺)

(好)

(公印省略)

18 飯保健発第175号

平成18年12月22日

福岡県医師会会長 様

飯塚市長 齊 藤 守 史

乳幼児医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）

初冬の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から乳障母医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、福岡県では平成19年1月1日より3歳未満の乳幼児医療費受給者の初診料・往診料の自己負担分が公費負担となります。これに伴い、飯塚市では単独事業の乳幼児拡大分の3歳児、母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給対象者の3歳児に対しても、同様の取扱いを行います。ただし、乳幼児医療受給対象者の3歳児(入院分)、母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給の3歳児は償還払いと取扱いが異なりますので、十分注意のうえ処理していただきますようお願いいたします。

暮れも押し迫りお忙しい中誠に申し訳ありませんが、貴会会員様に通知していただきますよう、お願いいたします。

※ 別紙、「お知らせ」を添付いたします。



(公印省略)

18 飯保健発第175号

平成18年12月22日

関係各位 様

飯塚市長 齊 藤 守 史

乳幼児医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）

初冬の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から乳障母医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、福岡県では平成19年1月1日より3歳未満の乳幼児医療費受給者の初診料・往診料の自己負担分が公費負担となります。これに伴い、飯塚市では単独事業の乳幼児拡大分の3歳児、母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給対象者の3歳児に対しても、同様の取扱いを行います。ただし、乳幼児医療受給対象者の3歳児(入院分)、母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給の3歳児は償還払いと取扱いが異なりますので、十分注意のうえ処理していただきますようお願いいたします。

平成19年1月1日より乳幼児医療費支給制度が変わります

4歳未満のお子様は初診料・往診料が無料になります。

母子家庭等医療及び重度心身障がい者医療受給の3歳のお子様に対しても、申請により払い戻しいたします。

対象医療制度		乳幼児医療	重度心身障がい者医療 母子家庭等医療
対象年齢		4歳未満のお子様	3歳のお子様
支給方法	入院外	現物給付 医療機関窓口での支払いの必要がありません（※初診料・往診料を支払われた場合は、申請により払い戻しいたします。）	償還払い <u>医療機関窓口で支払後、払戻しの申請が必要です。</u>
	入院	3歳未満のお子様 現物給付 医療機関窓口での支払いの必要がありません 3歳のお子様 償還払い <u>医療機関窓口で支払後、払戻しの申請が必要です。</u>	

※ 平成19年1月1日以降診療分の保険適用の医療費のみ適用します。

※ 入院時の食事代等保険適用外の費用は本人負担となります。

※ 乳幼児医療受給の3歳のお子様の入院分については、払戻しの手続きが必要です。

《申請場所》

飯塚市役所

本庁 健康増進課医療給付係
穂波支所 保健福祉課保健医療係
筑穂支所 保健福祉課保健医療係
庄内支所 保健福祉課保健医療係
額田支所 保健福祉課保健医療係

《申請に必要なもの》

①②③医療証・保険証・被保険者の通帳(郵便局以外)
印鑑・医療機関の領収書(受診者の名前、診療年月日が確認できるものに限る)

※県外の医療機関で受診された場合は、保険者からの証明が必要です。

4歳以上就学前のお子様につきましては現行どおり変更はありません。

問い合わせ先 飯塚市役所 保健福祉部
健康増進課 医療給付係
TEL 22-5500 (内140)